

○北九州工業高等専門学校機器使用規則

令和元年7月1日 規則第9号

改正 令和3年5月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）が保有する機器の本校以外の者への使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(機器使用の手続き及び許可)

第3条 機器の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する日の前日から起算して20日前までに、機器使用申請書（別紙様式1）を北九州工業高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出し、許可を得なければならない。

- 2 校長は、前項の申請を許可したときは、機器使用許可証（別紙様式2）により申請者に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 校長の指示に従うこと
 - (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
 - (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
 - (4) その他校長が必要と認めること
- 4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。
 - (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
 - (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

第4条 機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第5条 第3条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

（使用許可の変更及び取消し）

第6条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

(1) 第3条第3項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき

(2) 第5条に違反し、又はそのおそれがあるとき

(3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

（使用料等）

第7条 使用料については、別表に定める金額とする。

2 前項の規定によるもののほか、機器の使用に際して必要となる費用等（以下「必要経費」という。）は、別に徴収するものとする。

3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を本校が指定する期日までに納付しなければならない。

4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。

5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第8条 機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により使用した機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月13日から施行する。

北九州工業高等専門学校機器使用申請書

年 月 日

北九州工業高等専門学校長 殿

北九州工業高等専門学校の機器の使用について以下のとおり申請します。
使用にあたっては、北九州工業高等専門学校機器使用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地	
	機関等名称	
	使用責任者	印
	連絡先	
	その他使用者 氏 名	
使用機器名	使用目的	使用時間
		年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分
		年 月 日～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分

注) 太線枠内を記入してください。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば併せて添付してください。

次の事項について、ご確認の上、**同意いただける場合は、□にレをご記入願います。**

- 使用期間中に生じた機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。
- 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。

次の事項に該当したときは、機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。

- ・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合
- ・校長の指示に従わなかった場合
- ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

※同意いただけない場合、機器の使用を許可できないことがあります。

機器使用許可証

年 月 日

様

北九州工業高等専門学校長 印

年 月 日付けで申請のありました機器の使用について許可します。

【請求額】

機器使用単価	(@)	×	()	時間	=	()	円)
附帯消耗品	(@)	×	()		=	()	円)
						消費税	()		円)
						使用料 計	()		円)

【振込期限】 年 月 日

【振込先口座】 ○○銀行 ○○支店 普通 口座番号：○○○○ 口座名義：○○○○

ご使用に当たって

1. 使用料は、所定の期日までに、本校が指定する所定の口座に振込んでください。
指定期日までに振込みがないときは、機器の使用許可を取消する場合があります。
2. 機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
3. 機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め機器担当者の確認を取ってください。
持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
4. 事故等の発生及び機器を破壊等した場合は、速やかに機器担当者へご連絡願います。

別表(第7条関係)

使用機器及び使用料

番号	装置名	使用料/時間 (消費税抜)	備考
1	CNC旋盤	4,800円	
2	立形マシニングセンタ	6,300円	
3	5軸マシニングセンタ	7,600円	
4	高速・高精度マシニングセンタ	4,800円	
5	操作フライス盤	5,500円	
6	精密成形研削盤	4,400円	
7	CNC円筒研削盤	5,100円	
8	AI電動射出成形機	4,500円	
9	CNC三次元測定機	5,200円	
10	横型複合加工機	4,700円	
11	ウォータージェット加工機	4,900円	
12	フーリエ変換赤外分光光度計 形式:FT/IR-4200	3,800円	
13	フーリエ変換赤外分光光度計 形式:FT/IR-6100	4,200円	
14	紫外可視近赤外分光光度計	4,000円	
15	フーリエ変換型核磁気共鳴装置	6,200円	
16	走査型電子顕微鏡	5,700円	
17	高輝度広角X線回折装置	7,900円	
18	試料水平型多目的X線回折装置(XRD)	5,000円	
19	エネルギー分散型蛍光X線分析装置(XRF)	4,300円	
20	熱重量・示差熱装置(TG-DTA)	4,300円	
21	原子吸光分析装置	4,000円	